

西欧中世文書の史料論的研究：平成22年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

丹下，栄
下関市立大学経済学部：教授

梅津，教孝
福岡大学：非常勤講師

津田，拓郎
東北大学大学院文学研究科：専門研究員

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932629>

出版情報：2011-03
バージョン：
権利関係：

シャルルマーニュの文書はどのように読まれていたのか
—ミュルバク修道院宛ての2通の確認文書（772年、775年）を素材として—

梅津教孝

はじめに

王文書がヨーロッパ中世における統治の道具として用いられてきたことは、改めて指摘するまでもない。しかし、1人の書記がどのようにして文書を書いていったのかという意味での、王文書の作成の「現場」については、十分な研究が行なわれてきたとは言いがたい。また、王文書はそのオリジナルが比較的まとまった数で伝来している史料群であり、そこからは当該時期のリテラシーを考える上でも貴重な情報源となることが期待される。そしてこのリテラシーという観点から初期カロリング王文書を見た場合、そこに書かれているラテン語が、場合によっては意味の把握が困難な、あるいは不可能とさえ言うことができるものであることは以前から指摘されてきた。その一方で、そのようなラテン語の状況にもかかわらず、その文書は真正・有効な文書として社会的に機能していたという事実がある。確かに8世紀から9世紀にかけて、ラテン語は死語となりつつあり、そのような状況下でまともなラテン語が書かれることは期待できないという空気はあろうが、にもかかわらず依然としてラテン語は書かれ続け、コミュニケーションの道具として機能してきたのも事実である。従って、統治の道具としての王文書のラテン語が劣悪でもかまわなかった理由は、十分に掘り下げられる必要があるであろうし、このことを通じて、この時期の王文書が社会の中で果たしていた役割が、より明確な像を結ぶのではないかと考える。ここでは、このような問題関心を踏まえて、カロリング朝初期の王文書のラテン語を、それを書いた書記個人の検討を通して行い、この時期の王文書のあり方、およびそこでの文字使用のあり方を考えるための寄与としたい。

ここで検討の対象とするのは、シャルルマーニュが772年と775年にフランスのミュルバク修道院宛てに発給した2通のイムニタース確認文書である（以下では772年の文書を *ChLA.*, n° 672、775年の文書を *ChLA.*, n° 673 と表記する）¹。これら2通の文書は、文書本体で用いられている単語の一致の度合いが非常に高い²。その意味ではこれら2つの文書に含まれるテキストの親近性、換言すれば、そこに「何が書かれているか」という観点に立った場合の一致の度合いは非常に高いとすることができる。し

¹ これらの文書の写真版は、*Chartae Latinae Antiquiores*, t. XIX, n° 672, 673 および www.mgh-bibliothek.de/etc.dd/KdGr064.jpg と同じく www.mgh-bibliothek.de/etc.dd/kdgr095.jpg で見るることができる。テキストは *Monumenta Germaniae Historica, Diplomata karoliorum*, t. I, Nr. 64, Nr. 95 に所収。

² ここでいう文書本体というのは、文書形式学でアレンガと呼ばれる部分からコロボラティオまでの部分であるが、ここで用いられている単語の数は共に399語である。そしてそのうち相互に異なる単語が用いられているのはわずか4語に過ぎず、さらにそのうちの2語については、文書発給時の修道院長の名前であるため、異なる単語が用いられているのは事実上2語になる。

かし、そのテキストが「どのように記されているか」という、グラフィックな観点からこれら 2 通の文書を見た場合、その見え方は大きく変わってくる。具体的にここで問題とするのは、両文書における省略のあり方である。

通常、王文書においては、単語の中のつづりを省略する際には、そこに省略が行なわれたことを示す記号が、当該単語の上か下に記される。*ChLA.*, n° 672 において省略が行われていることを示す記号が付されている単語は全部で 67 あるのだが、*ChLA.*, n° 673 ではこれが 20 になっている。つまり 47 の単語については、*ChLA.*, n° 673 では省略が行われずに完全に書かれているということである。これら 47 の単語の書き方を比較することで、この時期の王文書のラテン語が実際にどのように読まれていたのかを検討することができる。

ChLA., n° 672 における単語の省略

ChLA., n° 672 における省略のあり方にはいくつかのパターンがある。第 1 は、当該単語が果たしている文法的な機能は問わず、とにかく語末の m の省略と考えられるものである³。第 2 は、同じく文法的な機能は問わず、語末の e の省略と考えられるもの⁴。第 3 に、ここでもまた同じく文法的な機能は問わず単語の最後の er の省略⁵と考えられるもの。第 4 に、語末から 2 字目の u の省略と考えられるもの⁶。第 5 に、deus と sanctus の中の文字を省略したもの⁷、その他⁸である。これら、省略されていると考えられる文字は、刊行史料⁹の編者によって補われているが、これらは、例えば上記 deus などのように一定の形をもち、それ以外にはありえないというものもあるが、一方で文言の文脈から文法的な整合性を考慮して補われたものもある。問題は後者である。これも、文法的に考えてこれ以外にはありえないというものがあるのだが、しかし実際には、当該部分にその文字が書かれていないという事実は大きく、その文書が記されたときに実際にそのように読まれていたのかという確実な証拠はない。これがここで、筆者が煩を厭わず「省略されていると考えられる」と繰り返し書いた理由である。そして、この問題をある程度明らかにしてくれるのが、*ChLA.*, n° 673 である。

ChLA., n° 673 における、*ChLA.*, n° 672 の省略記号の処理

先述の通り、*ChLA.*, n° 673 はその先行文書である *ChLA.*, n° 672 のわずか 3 年後に書

³ ここでは紙幅の都合上、いくつかを挙げるにとどめる。() 内の文字が省略されていると考えられる文字である。benigna(m) [女性単数対格]; monachoru(m) [男性複数属格]; quonda(m) [不変化の副詞]; monasteriu(m) [中性単数主格] など。

⁴ 例えば、ess(e) [不定法現在]; ips(e) [男性単数主格]; aemunitat(e) [女性単数奪格]; prestitiss(e) [不定法完了] など。

⁵ 例えば、generalit(er) [副詞]; nost(er) [男性単数主格] など。

⁶ 例えば、cunctor(u)m [男性複数属格]; hominib(u)s [男性複数奪格] など。

⁷ 例えば、d(e)i; s(an)c(t)ae など。

⁸ 例えば、q(uae); usq(ue); probam(us); iubem(us); p(er); p(er)petuum など。

⁹ *Monumenta Germaniae Historica* や *Chartae Latinae Antiquiores* など。前者は省略されていない文字と省略されている文字との間に表記上の区別を一切していないが、後者は省略されている文字を括弧内にいれたり、あるいはイタリックで表記している。

かれ、そこで用いられている単語の一致の度合いが非常に高い。そして、*ChLA.*, n° 672 で省略記号が付されている単語の 3 分の 2 強 (47 語/67 語) について、*ChLA.*, n° 673 では完全に書かれているのである。この 2 通の文書における省略されている単語の処理を比較すると、以下のことが明らかになる。*ChLA.*, n° 673 で処理されている 47 の単語のうち、36 語については、刊行史料の編者たちが補った文字と同じ文字が用いられているが、残りの 9 語については異なっている。そしてこの異なって処理されている単語は全て、語末の e が省略されているとされているものである¹⁰。これらの処理のパターンは、2 つに分けられる。指示代名詞男性主格と考えられるものを属格へ (ips(e) を ipsius)、女性単数奪格と考えられるものを対格へ (例えば aemunitat(e) を aemmunitatem) など、格を変更する場合と、動詞の完了不定法を定形に (例えば confirmass(e) を confirmamus) 変更する場合である。

格の変更については、ここでは詳細は省くが、1 例を (petition(e)-petitionem) 除いて、この変更は文章の読解に障害となると考えられる。一般にラテン語の読解にとって、名詞・形容詞の格変化が正しく行なわれていることは決定的に重要なことである。主格と考えられるものが属格に、対格と考えられるものが奪格に変更されていることは、文意の内容の変更にさえつながりかねない重要な問題である。従って、この変更は、書記が意図的にこれを行なったとするなら、その理由が求められなければならない。また 1 点、指示代名詞について述べておきたい。指示代名詞 ipse の変化形は、この文書では全部で 17 用いられている。そのうち、ipse の変化語尾が省略されているのは 3 例であり、そのうちの 2 例がここで問題としている ips(e)-ipsius であり、残りの 1 例は ipsa(m)-ipsam である。*ChLA.*, n° 672 においてこの指示代名詞の男性単数主格形の省略と考えられるのはこの 2 例のみであり、これらを共に ipsius と *ChLA.*, n° 673 の書記が処理していることは、この書記が ipse という主格形を知らなかったのではないかと疑念を生じさせるのに十分である。そしてこの疑念は、動詞の完了不定法と考えられるのを定形に変更しているのを見ると、彼のラテン語そのものの力、および王文書全体に対する知識への疑念となって広がってゆく。

ChLA., n° 673 の書記が 2 つの完了不定法を定形に変更したことは、この書記が動詞の完了不定法の形を知らなかったということを考えさせるのだが、同時にこの変更によって、これらの完了不定法を含む文章は、法も時制も異なる 4 つの定動詞が並ぶ文章になってしまった¹¹。さらに、この文章の最後に置かれた 2 人称単数への命令法

¹⁰ それらは以下の通りである。先に *ChLA.*, n° 672、次に *ChLA.*, n° 673 での表記を記す。それぞれの単語の前の数字はオリジナル文書における行番号である。3 ips(e)-3 ipsius ; 5 aemunitat(e)-5 aemmunitatem ; 6 redibution(e)-6 redibutionem ; 8 petitione(e)-8 petitionem ; 8 uolontat(e)-9 uoluntate(m) ; 8 prestetiss(e)-9 presstetissim(us) ; 9 confirmass(e)-9 confirmamus ; 11 ips(e)-11 ipsius ; 12 stabilitat(e) ; 12 stabilitatem.

¹¹ *ChLA.*, n° 673 の行番号 8 から 9 にかけての以下の文章がそれである。Cuius petitionem pro reuerentia ipsius loci, ut mereamur ad mercedem sociare, pleissima uoluntatem uisi fuimus presstetissimus uel in omnibus confirmamus cognoscite. ここには、直説法現在完了 (uisi fuimus)、接続法過去完了? (presstetissimus) (presto の変化にこのような形はないが、presstetissimus なら接続法過去完了となる)、直説法現在 (confirmamus)、そして 2 人称単数への命令法 (cognoscite) が並び、このままでは意味の把握は非常に困

cognoscite に注目すると、初期カロリング期の 3 名の王たち（ピピン 3 世、カールマン、シャルルマーニュ）の文書において、cognoscite が用いられている文言は全部で 65 例を数えることができるが、それらのうちの 1 例を除いて、cognoscite の前には必ず何らかの動詞の完了不定法が用いられている¹²。そしてその完了不定法が用いられていない唯一の例外が *ChLA.*, n° 673 なのである。つまり、cognoscite の前に完了不定法が置かれるというのは、王文書においては定形文であるとさえ言うことができると思われるのだが、この文書の書記はそのことをも知らなかったと考えられるのである。

こうしてみるならば、*ChLA.*, n° 673 の書記のラテン語および王文書に対する知識はかなり貧弱なものであったとすることができるであろう。しかし、より大きな問題は、そのような書記によって書かれ、文書の内容の把握が困難であると思われる *ChLA.*, n° 673 であっても、法的な有効性には問題がなかったのだということである。この文書は有効な文書としてミュルバク修道院に保管され、現在にまで伝来してきているのである。この点をどのように考えればよいのだろうか。

有効な文書と劣悪なラテン語との間の架橋

ChLA., n° 673 が抱えている全ての問題を解決するための答えの準備はまだないが、ここでは 1 点、この時期のラテン語の発音の問題を指摘しておきたい。ラテン語の発音が 1 つの答えになると考えるのは、前節で見た、2 つの文書間での格の変更、具体的には *ChLA.*, n° 672 では女性単数奪格（語末が e）と考えられていたものが *ChLA.*, n° 673 では対格（語末が em）に変えられているにもかかわらず、当時の人々の間では文書の意味は通じていたと考えられること、そして、このことがこの時期のラテン語の発音のあり方に結びつけることができると思われるからである。

古典期のラテン語の発音はほぼ復元されているが、これでも社会階層間での発音の違いがあったこと、そして、単語の最後が m で終わり、その次に母音が来る場合には、その m は弱くしか発音されなかったことは、少し詳しいラテン語の文法書にも書かれている。この語末の m が次第に発音されなくなっていったことも周知の事実であり、例えば 3 世紀ないし 4 世紀に成立したとされる『プローブス付表』Appendix Probi には、語末の m の脱落に対して注意を喚起する記述が見られ¹³、これは書かれる際にも m を落として書かれていたのだと言われている。そしてカロリング期にも語末の m の発音の脱落はあったというのが、ロマンス語、ラテン語学者たちの共通した見解である。さらに語末の m の脱落にとどまらず、7 世紀のフランク王国では、例えば *virgo* の対格・与格・奪格である *virgnem*、*virgini*、*virgine* の発音は皆同じであったと言う。

難である。

¹² それらは *Monumenta Germaniae Historica* で与えられている文書の一連番号では以下の通りである。5, 14, 17, 20, 27, 29, 30, 48, 57, 59, 61, 62, 64, 66, 75, 76, 77, 78, 79, 91, 95, 97, 98, 100, 109, 122, 124, 125, 128, 130, 131, 133, 135, 136, 141, 146, 150, 156, 161, 164, 171, 174, 175, 176, 182, 186, 187, 188, 189, 190, 195, 196, 198, 199, 200, 201, 202, 205, 206, 208, 209, 213, 218。このうち 66 に 2 度用いられている。ここで検討している *ChLA.*, n° 672 と *ChLA.*, n° 673 は、それぞれ 64 と 95 である。

¹³ 例えば、*numquam non numqua, pridem non pride, olim non oli, idem non ide*.
(www.ling.upenn.edu/~kurisuto/germanic/appendix_probi.html)

このことを踏まえて先に述べた奪格から対格への格の変更を考えると、確かに文字で表される形は変化してはいるものの、そこに *m* があろうがなかろうが、それが読み上げられる際の発音に変化はなかったはずだということになる。少なくとも中世初期が、文字に対する声優位の時代であったことを受け入れるなら、そして、少なくとも初期カロリング王文書が「音にされる」ことによって機能していたのだということを受け入れるなら、そこに書かれたラテン語の格は、特にその語末が *m* で終わる場合にはそれほど大きな重要性を持っていなかったということになる。この「書かれたもの」より「音にされること」が重要であるということの雄弁な証拠を *ChLA.*, n° 672 に見ることができる。この文書の 11 行目の終わりに *auctori* という語があるが、これについては刊行史料の編者たちはこの後に *tatem* を補っている。つまり本来ならば *auctoritate m* と書かれるはずであったというのである。実際、後継文書である *ChLA.*, n° 673 の書記は *auctoritatem* と最後まで書いている。重要なのは *auctoritatem* と最後まで書かれていないということであり、また書かれていなくても、文書の有効性にとっては問題にならなかったのだということである。この状態が瑕となっていないのは、書かれたものに第 1 義的な重要性が置かれていなかったためであると考えしかないのでなかろうか。恐らくこの部分では、しかるべき音が発音されていればそれでよかったであろう。

おわりに

以上の議論から、少なくともここで検討してきた 2 通の王文書に関しては、それが現代社会で文字が果たしているような機能、すなわち、書かれていることに第 1 義的な重要性が与えられていたわけではないことを明らかにしえたように思われる。しかしそうであったとして、ではこの時期の王文書の内容の理解はどのようにして可能であったのか、音と文字との関係はいつ変化したのかなど、さらにつめなければならぬ課題は多い。これらの問題を検討することによって、初期カロリング王文書をヨーロッパの王文書全体の歴史の中に、また一方で、この時期の王文書が果たした役割を文字文化や音文化の中に正しく位置づけることが可能になるであろう。

主要文献目録

I 史料

1. AZMA, H. & VEZIN, J. (ed.), *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-Edition of the Latin Charters prior to the Ninth Century, Part XIX, France VII*, Dietikon-Zürich, 1987.
2. MÜHLBACHER, E. u. a. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Karolinorum*, t. I, Hannover 1906, unveränderter Nachdruck, München 1991.
3. LOT, F. et LAUER, Ph., *Diplomata Karolinorum. Recueil de reproduction en fac-similé des actes originaux des souverains carolingiens conserve dans les archives et bibliothèques de France*, t. I, Paris, 1936
(www.mgh.de/datenbanken/diplomata-ergaenzungen/ でかなりの数の文書の写真版を閲覧可能).
4. Orthographia Albini Magistri, in: KEIL, H. (hrsg.), *Grammatici Latini*, vol. VII,

Scriptores de orthographia, Leipzig 1880, 2. Nachdruckauflage, Hildesheim/ New York 1981, S. 295-312.

5. Marculfi Formulae, in: ZEUMER, K. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Formulae merovingici et karolini aevi*, 1886, S. 36-106.

II 研究文献

1. BANNIARD, M., *Genèse culutuelle de l'Europe V^e-VIII^e siècle*, Paris, 1989.
2. BANNIARD, M., *Viva Voce. Communication écrite et communication orale du IV^e-IX^e siècle en Occident latin*, Paris, 1992.
3. BANNIARD, M., Seuil et frontière langagière dans la Fancia roman du VIII^e siècle, in JARNUT, J., NONN, U. und RICHTER, M., *Karl Martel in seiner Zeit, (Beiheft der Francia, Bd. 37)*, Sigmaringen 1994, S. 171-191.
4. BRESSLAU, H., *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*, Bde. I-II, 4. Auflage, Berlin 1968-1969.
5. FALKOWSKI, R., Studien zur Sprache der Merowingerdiplome, in: *Archiv für Diplomatik*, Bd. 17, S. 1-125.
6. GANZ, D. and GOFFART, W., Charters Earlier than 800 from French Collection, in *Speculum*, 65 (1995), p. 906-932.
7. GREEN, D. H., Orality and Reading: The Sate of Research in Medieval Studies, in *Speculum*, 65 (1995), p. 267-280.
8. GREEN, D. H., Das Mittelalter – Eine orale Gesellschat?, in GOETZ, H.-W, und JARNUT, J. (hrsg), *Mediävistik im 21. Jahrhundert. Stand und Perspektiven der internationalen und interisziplinären Mittelalterforschung*, München 2003, S. 333-336.
9. GUYOJEANNIN, O., PYCKE, J. et TOCK, B.-M., *Diplomatique médiévale (L'atelier du médiéviste 2)*, Turnhout, 1993.
10. LECOULTRE, J., La prononciation du latin sous Charlemagne, dans *Mélanges Nicole. Recueil de mémoire de philologie classique et d'archéologie offerts à Jule Nicole*, Genève, 1905, p. 313-334.
11. MCKITTERICK, R., *The Carolingians and the Written Word*, Cambridge/ New York/ Port Cester/ Melbourne/ Sydney, 1989.
12. MCKITTERICK, R. (ed.), *The Uses of Literacy in Early Medival Europe*, Cambridge/ New York/ Port Cester/ Melbourne/ Sydney, 1990.
13. NELSON, J., Literacy in Carolingian Government, in MCKITTERICK, R. (ed.), *The Uses of Literacy in Early Medival Europe*, Cambridge/ New York/ Port Cester/ Melbourne/ Sydney, 1990, p. 258-296.
14. NORBERG, D., *Manuel pratique de latin medieval*, Paris, 1968.
15. PEI, M. A., *The Language of the Eighth Century Texts in Northern France. A Study of the Original Documents in the Collection of Tardif and Other Sources*, New York, 1932.
16. SAENGER, P., *Space between Words. The Origin of Silent Reading*, Stanford, 1997.
17. STOTZ, P., *Handbuch zur lateinischen Sprache des Mittelalters*, Bd. 3, Lautlehre,

München 1996.

18. TESSIER, G., *Diplomatique royale française*, Paris, 1962.
19. VIELLARD, J., *Le latin des diplômes royaux et chartes privées de l'époque mérovingienne*, Paris, 1927.
20. VOGTHERR, Th., *Urkundenlehre (Hahnsche Historische Hilfswissenschaften, Bd. 3)*, Hannover 2008.
21. WRIGHT, R., *Late Latin and Early Romance in Spain and Carolingian France*, Liverpool, 1982.
22. WRIGHT, R. (ed.), *Latin and the Romance Languages in the Early Middle Ages*, Pennsylvania, 1991.
23. 梅津教孝、「シャルルマーニュの文書に見るラテン語の質 —書記ヴィグバルドゥスの検討—」、『西洋史学論集』第39輯（2001年12月）22-53頁。
24. 梅津教孝、「中世初期のリテラシーと、書記カロリング王文書を書くこと・読むこと」、『西欧中世文書の史料論的研究 平成20年度研究成果年次報告書』、87-91頁、（=『九州歴史科学』、第37号、2009年、89-93頁。）